

入札説明書

令和8年6月12日

入札執行者 宮城県公営企業管理者

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年6月12日（金）
- 2 事業執行者 宮城県公営企業管理者 千葉 衛

3 入札に付する事業

- (1) 事業名 みやぎ県北広域汚泥肥料化事業
- (2) 事業場所 宮城県登米市石越町東郷字六反新田14-2 石越浄化センター内
- (3) 事業期間 設計・工事：契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで
維持管理・運営、肥料売買：令和12年4月1日から令和32年3月31日まで

(4) 事業概要

本事業は、宮城県東部下水道事務所が管理する北上川下流・北上川下流東部・迫川流域下水道施設、及び県北6市町の公共下水道施設から発生する下水汚泥の肥料利用を効率的に実施するため、迫川流域下水道石越浄化センターへ汚泥肥料化施設（以下「本施設」という。）を導入し、肥料の製造・流通・販売を行うものであり、本施設の設計・工事、維持管理・運営（肥料の買取・利用を含む。）をDBO（Design Build Operate）方式で行う。

(5) 予定価格 10,502,390,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 予定価格の限度額

入札価格を構成する設計・工事費及び維持管理・運営費の限度額は、以下のとおりとし、限度額を超えることを認めない。

ア 設計・工事費の限度額 6,764,360,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

イ 維持管理・運営費の限度額 3,738,030,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(7) 入札方式 条件付一般競争入札・郵送入札

(8) 落札方式 総合評価落札方式

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は単体企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。

イ 入札参加者は、代表企業を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る入札手続を行う。なお、単体企業の場合は、当該企業が代表企業となり、本事業に係る入札手続を行う。

- ウ 代表企業は、工事請負事業者及び維持管理事業者となること。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき特別目的会社（以下「SPC」という。）を設置する場合は 4 の(1)カの定めに従うものとする。
- エ 入札参加者は、参加資格確認申請時に各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明示すること。
- オ 設計・工事を行う者が特定建設工事共同企業体を結成する場合、又は維持管理・運営を行う者が共同企業体を結成する場合（以下これらを総称して「JV」という。）は、次に定めるもののほか、設計・工事は宮城県建設工事共同企業体運用基準、維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する。
 - (ア) JVを結成する場合の構成企業数は、設計・工事は 5 者以内、維持管理・運営は 10 者以内とする。
 - (イ) 結成は自主結成であること。
- カ 入札参加者が本事業の全部又は一部（設計・工事のみ又は維持管理・運営のみ。）を実施することを目的としてSPCを設置する場合は、次によるものとする。
 - (ア) 代表企業を唯一である最大の出資者とする。
 - (イ) 構成企業以外の者は、SPCへの出資を認めないものとする。
- キ 構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることはできない。
- ク この入札に参加する同一の企業は、単体企業若しくは企業グループ又はJVのいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。
- ケ 同一の入札参加者が複数の事業提案を行うことはできない。

(2) 入札参加者の参加資格

ア 共通の参加資格

入札参加者は以下の参加資格を全て満たすこと。

- (ア) 開札日において、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止、又は物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- (イ) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- (ウ) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
- (エ) 開札日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。
- (オ) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- a 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- b 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- c 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- d 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- e 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(カ) 本事業のアドバイザー業務に関係している以下の者との間に資本面及び人事面において関係がないこと。

- a 株式会社日水コン（所在地：東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー）
- b 三浦法律事務所（所在地：東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階）

イ 本施設の設計・工事に必要な参加資格

(ア) 本施設の設計・工事を行う全ての企業が以下の要件を満たすこと。なお、JVの場合は全ての構成員が、SPCの場合はいずれかの構成企業が以下の要件を満たすこと。

- a 令和8年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(イ) 本施設の工事を行う企業のうち単体企業の場合は、1社が以下の全ての要件を満たすこと。また、JVの場合は構成員で、SPCの場合は構成企業で以下の要件を満たすこと。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び機械器具設置工事に係る全ての特定建設業の許可を受けていること。
- b 機械器具設置工事に対応する建設業法第26条に係る国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置すること。
- c 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- d 特定調達参加資格の承認の際に機械器具設置工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定する総合評定値が850点以上であること。
- e 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定する総合評定値が950点以上（850点以上（1級技術者数：11人以上））であること。
- f 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定する総合評定値が950点以上（850点以上（1級技術者数：7人以上））であること。
- g 特定調達参加資格の承認の際に電気工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定する総合評定値が850点以上であること。
- h 現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する者を工事現場に専任で配置できること。
 - ・各工事に対応する国家資格を有する者であって、9の(1)の書類を提出した日の前日までに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。
 - ・9の(1)の書類を提出した日の3か月以上前から継続して当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
 - ・9の(1)の書類提出日の前日から起算して2か月前（この日以降に新たに監理技術者となった者を除く。）において、当該入札参加業者に雇用されている旨を一般財団法人建設業技術者センターに登録されている者。
- i 本施設の設計に関する設計業務責任者を配置できること。
- j 本施設の工事を行う構成企業のうち1社以上が以下の施工実績を有すること。

- ・公告日から起算して、前15年以内の期間において、下水道法（昭和33年法律第79号）上の終末処理場、排水施設、地方公共団体等の公的機関が発注した下水道類似施設（下水道類似施設とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽、し尿処理施設をいう。以下同じ。）における機械器具設置工事（修繕及び改修を除く。）を元請として完成させた実績。

ウ 本施設の維持管理・運営に必要な参加資格

本施設の維持管理・運営を行う構成企業のうち単体企業の場合は、1社が以下の全ての要件を満たすこと。また、JVの場合は構成員で、SPCの場合は構成企業で以下の要件を満たすこと。

- a 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示1348号）に基づく、下水道処理施設維持管理業者登録を有すること。
- b 公告日から起算して、前15年以内の期間において、下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む。）を原料とした（一部でも可とする。）肥料化施設における連続した1年以上の維持管理・運営実績を有すること。
- c 維持管理・運営事業期間中、「総括責任者」として下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者を配置できること。

5 入札手続等

(1) 担当課及び担当班

ア 入札手続担当

郵便番号 980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎15階）

宮城県企業局公営事業課総務班

電話番号 022-211-3413（直通）

電子メールアドレス kigy@pref.miyagi.lg.jp

イ 入札（特定調達契約）参加資格担当

郵便番号 980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎12階）

宮城県出納局契約課管理班

電話番号 022-211-3335（直通）

ウ 事業担当

郵便番号 980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎15階）

宮城県企業局水道経営課水道経営管理班

電話番号 022-211-3430（直通）

(2) 入札説明書等の入手方法

本事業の入札に参加するために必要となる資料（入札説明書、基本契約書(案)、工事請負契約書(案)、維持管理契約書(案)（以下「各契約書」という。）、要求水準書、及び様式集）（以下「入札説明書等」という。）については、(1)のアの入札手続担当において令和8年6月12日（金）から令和8年10月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）この入札説明書が掲載されたホームページのこの事業の欄からダウンロードできる。

(3) 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書等の閲覧	令和8年6月12日（金）から 令和8年10月30日（金）まで	企業局ホームページ (<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy
o/nyuusatsu.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy o/nyuusatsu.html)
入札参加資格に関する質問 の受付	令和8年6月26日（金） 午後5時まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企業局公営事業課総務班 電子メール：kigy@pref.miyagi.lg.jp
現場確認申込書の受付	令和8年6月26日（金） 午後5時まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企業局公営事業課総務班 電子メール：kigy@pref.miyagi.lg.jp
現場確認	令和8年7月3日（金）	宮城県登米市石越町東郷字六反新田14-2 石越浄化センター
入札参加資格に関する質問 の回答書の閲覧	令和8年7月10日（金）から 令和8年10月30日（金）まで	企業局ホームページ (<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy
o/nyuusatsu.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy o/nyuusatsu.html)
入札参加資格以外に関する 質問の受付	令和8年7月17日（金） 午後5時まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企業局公営事業課総務班 電子メール：kigy@pref.miyagi.lg.jp
入札参加資格以外に関する 質問の回答書の閲覧	令和8年8月7日（金）から 令和8年10月30日（金）まで	企業局ホームページ (<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy
o/nyuusatsu.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy o/nyuusatsu.html)
入札参加申請書類提出期限	令和8年8月21日（金） 午後5時まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企業局公営事業課総務班 (電子メールは不可)
入札参加資格通知（郵送）	令和8年9月4日（金）	
技術的対話資料の提出	令和8年6月12日（金）から 令和8年9月11日（金）まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企業局公営事業課総務班 (電子メールは不可)
技術的対話の実施	令和8年9月17日（木）から 令和8年9月18日（金）まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎15階 企業局会議室
技術的対話に関する質問の 受付	令和8年9月24日（木）から 令和8年9月25日（金）まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企業局公営事業課総務班 電子メール：kigy@pref.miyagi.lg.jp
技術的対話に関する質問に 対する回答書の閲覧	令和8年10月16日（金）から 令和8年10月30日（金）まで	企業局ホームページ (<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy
o/nyuusatsu.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy o/nyuusatsu.html)
入札書類受付締切	令和8年10月30日（金） 午後5時まで	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企業局公営事業課総務班 (電子メールは不可)
開札	令和8年11月2日（月） 午前10時から	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎15階 企業局会議室

基礎審査	令和8年11月2日（月）から 令和8年11月13日（金）まで	
プレゼンテーションの実施	令和8年11月13日（金）	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎15階 企業局会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	企業局ホームページ <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy
o/nyuusatsu.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigy o/nyuusatsu.html

※ 上記の期間は、休日等を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

6 現場確認

(1) 現場確認を希望する者は、次のとおり現場確認を求めることができる。

ア 申込期限 令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）までの休日等を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出書類 現場確認申込書（様式第1-6号）のとおりに。

ウ 提出場所 5の(1)のアの入札手続担当

エ 申込方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便等に限る。）若しくは電子メールにより提出するものとする。

なお、電子メールにより提出する場合は、件名の冒頭に【肥料化】と付し、提出後に電話にて到着確認を行うこと。

(2) 現場確認の方法

ア 現場確認申込書を受理した者について、現場確認を行うものとする。

イ 現場確認の期間は、令和8年7月3日（金）の午前9時から午後5時までとする。ただし、悪天候等やむを得ない事情により支障が生じる場合は、申込者と個別に調整し日程を変更する。

ウ 入札執行者は、現場確認申込書を確認し、申込者に電子メールにより回答する。

7 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札参加資格関連

ア 入札説明書等のうち、入札説明書（入札参加資格関連）及び様式集（入札参加資格書類に限る。）に対して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

(ア) 提出期間 令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）までの休日等を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 提出書類 質問書（様式第1-1号）

なお、提出は電子データのみとし、持参又は郵送の場合はCD-R等に保存して提出すること。CD-R等への格納の条件は次のとおりとする（以下、全てのCD-R等の提出において同様とする。）。

- ・CD-R等：Windows フォーマット
- ・使用アプリケーション：様式の指定があるものは、その指定に従い、指定のない説明文等は、Microsoft Office 2016以降のバージョンとすること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。その他図面等は、PDF形式とする。
- ・ウイルスチェック：CD-R等は、ウイルスチェックを行ってから提出すること。
- ・ウイルス対策ソフトは有償のものを利用し、かつウイルスチェックを行う時点で最新のデータに更新したものを利用すること。

- ・CD-R等の表面に「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

(ウ) 提出場所 5の(1)のAの入札手続担当

(エ) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便等に限る。）若しくは電子メールにより提出するものとする。なお、電子メールにより提出する場合は、件名の冒頭に【肥料化】と付し、提出後に電話にて到着確認を行うこと。

イ Aの質問に対する回答は、令和8年7月10日（金）に企業局ホームページに掲載する。

(2) 入札参加資格関連以外

A 入札説明書等のうち、入札説明書（入札参加資格関連以外）、各契約書、要求水準書及び様式集（入札参加資格書類を除く）に対して質問がある場合は、質問書を、次のとおり提出すること。

(ア) 提出期間 令和8年6月12日（金）から令和8年7月17日（金）までの休日等を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 提出書類 質問書（様式第1-2号～第1-5号）

なお、提出は電子データのみとし、持参又は郵送の場合はCD-R等に保存して提出すること。

(ウ) 提出場所 5の(1)のAの入札手続担当

(エ) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便等に限る。）若しくは電子メールにより提出するものとする。なお、電子メールにより提出する場合は、件名の冒頭に【肥料化】と付し、提出後に電話にて到着確認を行うこと。

イ Aの質問に対する回答は、令和8年8月7日（金）に企業局ホームページに掲載する。

8 技術的対話

(1) 本事業内容に関する県と入札参加者の齟齬の解消及び入札参加者の創意工夫の質の向上を図るために、技術的対話を実施する。入札参加者は、対話実施までに対話用の資料を次のとおり県に提出しなければならない。なお、入札参加者が提出する技術資料、技術提案書及び要求水準適合確認表は、技術的対話を踏まえ、入札書類受付締切までに修正を行うことができるものとする。また、事前に技術的対話申込書のみを提出し、その他の提出書類（技術資料、技術提案書及び要求水準適合確認表）を提出期限までに追って提出しても差し支えない。

A 提出期限 令和8年6月12日（金）から令和8年9月11日（金）までの休日等を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出書類 技術的対話申込書（様式第2-1号）、技術資料（様式第2-2号）、技術提案書（様式第7-1号～7-5号）、要求水準適合確認表（様式第8号）

ウ 提出場所 5の(1)のAの入札手続担当

エ 申込方法 書面は、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便等に限る。）により提出すること。この際、電子データ（CD-R等）も提出すること。

(2) 対話時の留意事項

A 入札参加者間の協議を禁止する。違反した場合は、当該入札参加者の本入札への参加を認めない。落札決定後に違反が判明した場合は、当該入札参加者の落札決定を無効とする。

イ 県は入札参加者から提出された対話用の資料及び対話の内容を原則として他の入札参加者に開示しない。

ウ 対話時間は入札参加者につき2時間を上限とする。

- エ 対話の過程で提案の審査・評価は行わない。
- オ 双方確認する方法による議事録は作成しない。
- カ 対話内容は両者を拘束しないものとする。

(3) 質問の提出

- ア 入札参加者が対話終了後、対話に関する質問がある場合は、簡潔に記載し、質問書を、次のとおり提出すること。
なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行い、全ての質問について回答するとは限らない。
- イ 提出期限 令和8年9月24日（木）から令和8年9月25日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- ウ 提出書類 質問書（様式第2-3号）
なお、提出は電子データのみとし、持参又は郵送の場合はCD-R等に保存して提出すること。
- エ 提出場所 5の(1)のアの入札手続担当
- オ 提出方法 持参又は郵送若しくは電子メールにより提出するものとする。なお、電子メールにより提出する場合は、件名の冒頭に【肥料化】と付し、提出後に電話にて到着確認を行うこと。

(4) 質問の回答等

- ア 質問に対する回答は、令和8年10月16日（金）に企業局ホームページに掲載する。
- イ 個別の対話により、県が新たなニーズや条件を認識した場合は、アに示す回答と同時に入札参加資格を有する全ての入札参加者に対して通知する。

9 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札参加申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 入札参加表明書（様式第3-1号）
- イ 入札参加資格確認申請書（様式第3-2号）
- ウ 誓約書（様式第3-3号）
- エ 構成企業一覧表（様式第3-4号）
- オ 委任状（様式第3-5号）
- カ 導入実績調書（様式第3-6号）
- キ 配置予定技術者（設計・工事時）（様式第3-7号）
- ク 維持管理・運営実績調書（様式第3-8号）
- ケ 下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく、下水道処理施設維持管理業者登録を証明する書類の写し
- コ 配置予定技術者（維持管理・運営時）（様式第3-9号）
- サ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合）（様式第4-1号～4-2号）
- シ 宮城県地域維持型建設共同企業体協定書の写し（様式第4-3号～4-4号）
- ス 提出書類チェックリスト（様式第5号）
- セ 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認書の写し

(2) 期限までに入札参加申請書類を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができない。

(3) 入札参加申請書類の提出場所及び受付期間等

ア 受付期間 令和8年6月12日（金）から令和8年8月21日（金）までの休日等を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所 5の(1)のAの入札手続担当

ウ 提出方法

(ア) 書類の提出は、持参又は配達証明付き書留郵便等により提出すること。

(イ) 提出部数は1部とし、代表者の住所及び名称を記載した返信用封筒1枚を添えること。なお、返信用封筒は長3号とし、110円の切手を貼付けすること。

(4) 入札参加資格の有無については、令和8年9月4日（金）に郵送により通知する。なお、入札参加資格を有する者には、入札者番号を通知する。

(5) その他

ア 入札参加申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された入札参加申請書類を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申請書類は、返却しない。

エ 提出期限以降における入札参加申請書類の差替え、再提出は認めない。

オ 入札参加申請書類に関する問い合わせ先

5の(1)のAに同じ。

10 入札参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について、次に定めるところにより書面（任意様式）で説明を求められることができる。

ア 提出期限 令和8年9月18日（金）午後5時まで

イ 提出場所 5の(1)のAの入札手続担当

ウ 提出方法 書面は、持参又は配達証明付き書留郵便等により提出すること。

(2) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年10月2日（金）までに説明を求めた者に対し、書面で回答する。

11 入札方法等

(1) 入札書類の提出

ア 入札参加資格があることが確認された旨の通知書（以下、「入札参加資格確認書」という。）の交付を受けた者に対し、次のとおり入札書類（以下、入札書類を提出した入札参加者を「入札者」という。）の提出を求める。

(ア) 提出書類 次に示す入札書類を提出する。

- a 技術資料（様式第2-2号）
- b 入札に関する書類（様式第6-1号～6-3号）
- c 技術提案書（様式第7-1号～7-5号）
- d 要求水準適合確認表（様式第8号）
- e 電子データ（CD-R等）

(イ) 提出期限 令和8年10月30日（金）午後5時まで

(ウ) 提出場所 5の(1)のAの入札手続担当

(エ) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便等に限る。）により提出するものとする。なお、提出書類のう

ち入札に関する書類に関しては、二重封筒（技術資料、技術提案書及び要求水準適合確認表とは別の封筒に封入）とし、(ア)bの入札に関する書類とその電子データを保存したCD-R等を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札に係る事業名を表記し、外封筒には入札書在中の旨を朱書きし、外封筒と中封筒の間には、入札参加資格確認書の写しを入れて提出すること。また、入札に関する書類以外には、県より通知した入札者番号を記入して提出すること。

- (オ)提出部数 (ア)bの書類 書面1部、電子データ1部
(ア)a、c、dの書類 書面10部、電子データ1部

イ 入札参加資格確認書の交付を受けた者が本入札への参加を辞退する場合は、「入札参加辞退届」を県に提出すること。

- (ア)提出期限 令和8年10月30日（金）午後5時まで
(イ)提出書類 入札参加辞退届（様式第9号）
(ウ)提出場所 5の(1)のアの入札手続担当
(エ)提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便等に限る。）により提出するものとする。

ウ その他

- (ア)「様式集 作成要領」に基づかない提出書類については、評価の対象とせず失格とする場合がある。
(イ)書類提出後は、撤回、差替、再提出は認めないため、記入漏れ等がないかよく確認して提出すること。
(ウ)提出期間終了後は受け付けないため、時間に余裕を持って提出すること。
(エ)技術提案書は、落札者決定の審査・評価以外に使用しない。
(オ)提出書類は返却しない。
(カ)提出書類は公表しない（情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号）に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。）。
(キ)技術提案書の提出がないもの及び同資料に記載がないもの入札は無効とする。
(ク)技術提案書の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
(ケ)提出書類の作成に係る費用は、入札者の負担とする。
(コ)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(2) 基礎審査

ア 県は、「基礎審査」として、入札書類に記載された内容が以下に掲げる基礎的事項を満たしていることの審査を行う。また、必要に応じて、入札者に対し当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

- (ア) 入札書類についての審査
- a 必要な書類が揃っているか。
 - b 入札書類全体について、様式に従った内容となっているか。
 - c 書類間で整合しているか。
- (イ) 提案内容と要求水準の適合性等の審査
- a 提案内容が要求水準を満たしていることが確認できるか。

(3) プレゼンテーション

ア 県は、入札者に対し、次のとおり技術資料及び技術提案書のプレゼンテーション、ヒアリングを実施する。

- (ア)実施時期 令和8年11月13日（金）に実施することとし、詳細は別途通知する。

(イ) 実施場所 宮城県行政庁舎 1 5 階 企業局会議室 (変更になる場合は別途通知する。)

(ウ) 実施方法 対面により実施し、実施詳細は別途通知する。

イ 入札者側の出席者は3名以内とするが、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者を出席させること。なお、プレゼンテーションを欠席した者は、失格とする。

(4) 総合評価

総合評価では、「13 総合評価項目及び落札者決定基準」に定める基準により総合評価点を算定し、入札者のうち最も高い点数の者を落札者として決定する。

(5) 提案内容の担保

ア 落札者の技術資料及び技術提案書に記載された内容について、落札者はこれを満たす責務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取り扱う。また、技術提案の内容に係る責務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、落札者の責めにより当該責務が履行されない場合については、落札者の責において修補を行うものとする。

イ 落札者が技術資料、技術提案書及び要求水準書に定める要件を満たしていない場合には、県は、設計・工事費及び維持管理・運営費の減額を行うことができる。詳細については、工事請負契約書(案)及び維持管理契約書(案)に示す。

1 2 入札保証金

次のとおり求めるものとする。

(1) 次に定めるもののほか、建設工事における入札保証に関する取扱要領(平成22年9月13日施行)のとおりとする。

ア 入札者は、入札書の提出期限までに、その見積入札金額(税込み)(入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証保険契約の締結を行い保険証券又は契約保証の予約の締結を行い予約証書を入札書の提出期限までに提出した場合は、入札保証金を免除する。

イ 入札者は、入札保証金を納付する場合は、入札執行者から入札保証金の納付通知書(財務規則の運用について(平成2年宮城県出納局長通知)(以下「財務規則運用通知」という。)様式第67号の1)の発行を受け、宮城県指定(収納代理)金融機関へ納付し、納付後は、当該金融機関の収納印のある領収書の写しを入札保証金納付届に貼付の上、提出すること。

ウ 入札者は、ア本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が国債又は地方債(当分の間、利付き国債又は宮城県債に限定する。以下「国債等」という。)である場合においては、その見積入札金額(税込み)の100分の5以上の額面の国債等を有価証券寄託額(財務規則運用通知様式第209号)とともに提出すること。

エ 入札者は、ア本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は事業執行者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)(以下「金融機関等」という。)の保証である場合においては、その見積入札金額(税込み)の100分の5以上の保証金額である当該工事に係る保証書を提出すること。

オ 入札者は、アただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものである場合は、その見積入札金額(税込み)の100分の5以上の保険金額である当該工事に係る保険証券を、金融機関等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)(以下「保証機関等」という。)による契約保証の予約である場合は、契約希望金額がその見積入札金額(税込み)以上又は入札金額(税込み)の100分の10以上の保証金額である当該工事に係る予約証書を提出すること。

カ 既に納付又は提出した入札保証金の金額等（国債等の総額、金融機関等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

キ 入札保証金等の納付又は書類に不備等がある者については、入札参加条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

ク 入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない者は、入札参加条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

ケ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札者に対し、落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付するものとする。

コ 入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は、入札者の負担とする。

(2) (1)のイからオまでの入札保証金の納付等に係る書類は、5の(1)のアの入札手続担当まで持参又は11の(1)の外封筒に入れることができるものとする。

(3) 保証（保険）期間は、書類の提出日から令和9年3月26日（金）までとする。ただし、金融機関等による保証期間が契約を締結する見込み期日（以下「契約締結見込日」という。）を含まなくなるときは、入札者に対して、保証期間を変更保証書の締結日から入札執行者が新たに指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

1.3 総合評価項目及び落札者決定基準

(1) 総合評価の方法

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る下記により得られる価格評価点（60点満点）と価格以外の評価点（40点満点）による。

$$\text{総合評価点（100点満点）} = \text{価格評価点（60点満点）} + \text{価格以外の評価点（40点満点）}$$

(2) 価格評価点

以下に示す算定式のとおり、「設計・工事」における価格評価点と「維持管理・運営」における価格評価点の合計を価格評価点とする。

$$\begin{aligned} \text{価格評価点（60点満点）} &= \text{「設計・工事」における価格評価点（30点満点）} \\ &+ \text{「維持管理・運営」における価格評価点（30点満点）} \end{aligned}$$

ア 設計・工事における価格評価点は、「3（6）予定価格の限度額」に示す設計・工事費の限度額より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{設計・工事における価格評価点} = 30 \times (100 - \text{応募者の入札率（設計・工事）}) / (100 - \text{基準率（設計・工事）})$$

県が設定した基準率（設計・工事）を下回る場合であっても、得点は30点を上限とする。

なお、入札における競争性を確保する観点から、県が設定した基準率は公表しない。

イ 維持管理・運営における価格評価点は、「3（6）予定価格の限度額」に示す維持管理・運営費の限度額より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{維持管理・運営における価格評価点} = 30 \times (100 - \text{応募者の入札率（維持管理・運営）}) / (100 - \text{基準率（維持管理・運営）})$$

県が設定した基準率（維持管理・運営）を下回る場合であっても、得点は30点を上限とする。

なお、入札における競争性を確保する観点から、県が設定した基準率は公表しない。

ウ 価格以外の評価点の算出にあたっての評価項目と配点は表 13.1 に示すとおりとする。

表 13.1 価格以外の評価点に関する評価項目と配点

評価項目	詳細（評価の視点）	配点
事業の実施方針等 (8点)	(1) 事業の実施方針・継続性	4点
	(2) 事業計画（設計・工事・維持管理・運営）	4点
臭気対策等環境配慮 (12点)	(1) 臭気（施設の稼働時・停止時、汚泥搬入時、肥料搬出時など）	8点
	(2) その他環境（建設時・運営時（騒音、振動など））	4点
肥料の高品質化、流通・利用 (10点)	(1) 高品質化（肥料の成分の安定化、汚泥量や性状の変動に対する安定性など）	4点
	(2) 流通・利用（需要創出、販売促進）	6点
地域貢献 (8点)	(1) 建設、維持管理・運営における地元人材、県内企業参画（地域人材率、県内企業率など）	4点
	(2) 地域経済（資材調達、物品調達など）	4点
その他 (2点)	(1) 事業の PR・イメージ向上（地域への説明、認知度向上、見学受入れなど）	1点
	(2) その他提案	1点
合計		40点

エ 表 13.2 に示す 5 段階評価による得点化方法により評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表 13.2

評価基準	得点化方法
当該評価項目について、極めて良好である場合	配点×1.0
当該評価項目について、優良である場合	配点×0.75
当該評価項目について、要求水準を上回る場合	配点×0.50
当該評価項目について、要求水準をわずかに上回る場合	配点×0.25
当該評価項目について、要求水準と同等である場合	配点×0.0

オ 総合評価点は次式により算定する。

総合評価点（100点満点）＝価格評価点＋価格以外の評価点

（評価点は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。）

(3) 落札者の決定方法

ア 入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

イ 上記アにおいて、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合はくじ引きにより落札候補者を決定する。

ウ 落札候補者が提出した技術提案書の確認審査において不適格と判断した場合は、落札者とししない。

1 4 入札の無効等

入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加申請書類に虚偽の記載をした者のした入札、2 5 及び宮城県建設工事競争入札参加心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

また、入札参加資格のある旨が確認された者であっても、当該確認の後、開札時において4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札参加資格のない者に該当する。

なお、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とし、入札参加資格の旨が確認された者であっても、当該確認の後、落札決定までの間に4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

1 5 契約保証金

工事請負契約書（案）及び維持管理契約書（案）による。

1 6 配置予定の監理技術者の確認

落札候補者の決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

なお、入札参加申請書類提出期限以降における配置技術者（監理技術者又は主任技術者）の変更は、原則として認めないこととする。

1 7 指名停止等に関する留意事項

落札候補者又は落札者が、事業の契約を締結しなかった場合又は契約を締結しない旨意思表示をした場合（落札者の決定に必要な書類の提出に応じない場合及び建設工事執行規則取扱要綱第2 5 第4項に該当する場合を含む。）は、宮城県建設工事入札参加登録業者指名停止要領に基づく指名停止、及び物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限等に該当することがある。

1 8 契約書作成の要否等

要

1 9 支払条件

工事請負契約書（案）及び維持管理契約書（案）による。

2 0 当該事業に直接関連する他の工事及び維持管理業務等の契約を当該事業の契約の相手方との随意契約により締結する 予定の有無

無

2 1 苦情申立て

本手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、政府調達に係る苦情の処理手続要領により、宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会に対して苦情を申し立てることができる。

2.2 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)の各号に同じ。

2.3 落札者決定後の手続き

(1) 基本契約の締結

落札者は、本事業における設計・工事、維持管理・運営等に関し、本事業に係る基本契約を落札決定した日から14日以内（初日不算入であって、休日等を除く。）に県と締結しなければならない。

(2) S P Cの設立

ア 落札者として決定された企業グループがS P Cを設立する場合は、県と基本契約締結後速やかに会社法に定める株式会社として設立し、商業登記簿謄本を県に提出しなければならない。

イ 当該S P Cに出資する者は、当該S P Cが締結する本事業に係る契約（工事請負契約又は維持管理契約）が終了するまで、S P Cの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ウ 設立するS P Cは、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(3) 工事請負契約の締結

ア 工事請負事業者は、基本契約に基づいて、本施設の設計・建設に関し、本事業に係る設計・建設契約を落札決定した日から14日以内（初日不算入であって、休日等を除く。）に県と締結しなければならない。ただし、落札者として決定された企業グループが工事に係るS P Cを設立する場合は、本事業に係る工事契約を令和9年3月26日までに県と締結しなければならない。

なお、工事請負契約における請負代金額は、様式第6-2号 入札内訳書の「設計・工事に係る対価①」に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。

(4) 維持管理契約の締結

ア 維持管理事業者は、基本契約に基づいて、本施設の維持管理・運営に関し、本事業に係る維持管理契約を落札決定した日から14日以内（初日不算入であって、休日等を除く。）に県と締結しなければならない。ただし、契約に必要な諸手続き等やむを得ない事情がある場合は、県と協議の上、本事業に係る維持管理・運営契約を令和9年3月26日までに県と締結しなければならない。また、落札者として決定された企業グループが維持管理・運営に係るS P Cを設立する場合は、本事業に係る維持管理契約を令和9年3月26日までに県と締結しなければならない。

なお、維持管理契約における業務委託料は、様式第6-2号 入札内訳書の「維持管理・運営に係る対価②」に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。

(5) 他の応募者との協議

基本契約、工事請負契約、維持管理契約（以下、総称して「事業契約」という。）の締結に当たり、次のいずれかに該当するときは、県は落札候補の次点者と協議を行うことができる。

(ア) 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合

(イ) 基本契約締結までに落札者が参加資格を欠くに至った場合

2.4 入札の延期

入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われないおそれがあるとき若しくはあったとき又は予定価格、設計図書等、入札参加条件など（以下「予定価格等」という。）に錯誤があったと認められる場合などのその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。ただし、錯誤が入札又は開札後から契約締結前までに認められた場合であって、落札者又は落札の候補とする者の入札の価格及び資格等が、当該錯誤がない場合における適正な予定価格等に対応した正当なものであると認められたときは、この限りでない。

2.5 入札者の失格等

入札者又はその代理人は、次のいずれかに該当するときは、失格として、入札に参加することができない。

- (1) 入札者等が、開札日において、地方自治法施行令第167条の4に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 開札日において、入札者が入札に参加する資格及び入札執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。
- (3) 開札日において、入札者が宮城県から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (4) 落札決定前に、建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止、又は物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていたとき。
- (5) 開札日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- (6) 開札日において、銀行取引停止となったとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (9) 入札者等が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (10) 入札者等が、競争入札の公告に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 入札者等が、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (12) 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (13) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
 - ア 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - イ 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

2.6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加申請書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、9の(1)のキ及びコに記載した配置予定の技術者を現場に配置すること。
- (4) 落札者の決定後、この入札に付する工事請負契約及び維持管理契約の締結までの間において、当該落札者が4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (5) この事業に係る前払金の使途及び下請負並びに資材調達の状況など必要な調査を行うことがある。この場合において工事請負事業者はこれに協力しなければならない。
- (6) 入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、県が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。また、審査に必要な範囲において、本県は、提出書類の全部又は一部を複写できるものとする。

2.7 添付書類

- (1) 基本契約書（案）

- (2) 工事請負契約書（案）
- (3) 維持管理契約書（案）
- (4) 要求水準書
- (5) 様式集
- (6) 入札書を郵送する封筒とその中に入れるもの